

第二十二回 参議院商工委員会會議録第二十二号

昭和三十年六月二十四日(金曜日)午後二時三分開会

出席者は左の通り。

委員長 吉野 信次君
理事 高橋 衛君

委員

小野 義夫君
深木 六郎君
河野 謙三君
海野 三朗君
栗山 良夫君
白川 一雄君
苫米地義三君

政府委員

通商産業 政務次官 島村 一郎君
通商産業省 通商局長 大堀 弘君
中小企業庁長官 記内 角一君
事務局側 常任委員 林 誠一君
常任委員 山本友太郎君
常任委員 小田橋貞寿君
常任委員 桑野 仁君
常任委員 内田源兵衛君
常任委員 田中 勉君

説明員

食糧庁業務第二部長 田中 勉君
二部食品課長

○理事の補欠選任の件
本日の会議に付した案件

○中小企業等協同組合法の一部を改正する法律案(内閣提出、衆議院送付)

○経済自立方策に関する調査の件(砂糖の価格安定及び輸入に関する臨時措置に関する件)

○委員長(吉野信次君) それではこれから委員会を開会いたします。

最初にちよつと事務的なことで御了承を得ておきたいのですが、一つは栗山委員からの飛び出しナイフのことに ついていろいろ緊急質問がございまして、そこで銃砲刀剣類所持取締令等の一部を改正する法律案というものが政府から提案になったのであります。

そのときにあまり中小業者の業を痛めないように、ある程度そう広くまでやらないでいいじゃないかという御質問があつて、その法案が地方行政委員会の方にかつたものですから、こちらとしても連合審査を取り計らうことに一応私からお諮りをして御了承を得たのであります。その後実質的には地方行政委員会の方で栗山委員の希望されるようなことを政府側も入れまして円満に話が進んだらしいのです。それで申すから、こちらとしても栗山委員からの申し出もございまして、連合審査を開く必要がなくなつたので取りやめることにいたしました。これを御報告申し上げます。

それから、もう一つは六月二十二日に高橋衛君が商工委員を辞任されました。そして同日また商工委員に指名されているわけです。そうしますと、高橋委員が理事になっておつたのですが、理事たる高橋委員が一ぺんなくなつたわけですが、また選任されたわけですから、観念的に言つて理事の一名が欠けたままになっていると、こゝういう状態でありまして、この際理事の補欠互選を行わなければならないのであります。それで正式のことになりますと、多数の方がおいでになつたときやらなければいけません。けれども、ただいま申し上げました通り、実質は同じ人がちよつと何かの都合でやめて、またその日になつておつたといふことですから、もし皆さんに御異議がなければ成規の手續を省略して、委員長の方から高橋委員を理事に今まで通り指名したいと思つて、いかがでしょうか。

「賛成」と呼ぶ者あり
○委員長(吉野信次君) それでは、さういふふうになつておつた。

○委員長(吉野信次君) それでは本日はまず、中小企業等協同組合法の改正法律案について……

○海野三朗君 先に委員長のお話についてちよつと一言申す何つておきたい点は、あの飛び出しナイフは何センチぐらいまでが許可になるのでしょうか。
○委員長(吉野信次君) 五・五センチ以上のもので所持禁止になるわけですね。
○海野三朗君 わかりました。中小企業者の組織率はどのくらいになつておりましたか。中小企業の振

興発展のために協同組合を組織して、その欠点を補強するといふことは非常に重要だと思つて、現在商業や工業、運輸、サービス業など、それぞれ業種別に見て、業者の数がどのくらい、そしてまた組合を通じて組織されているのがどのくらい、さうしてその組織率がどのくらいかといふことを伺いたのであります。

それから業者の中には組合を作る必要のないものもあり、またぜひ組合を作ることが必要だと思われるものがあるかも知れません。この組合を作る必要だと思つた業者にはぜひまだ組合を作つていない業者にはぜひともこの組合を作るように指導すべきだと思つておつた。さういふふうには組合による組織化が進んでいないのはどんな部門かといふこともあわせて伺つておきたいのであります。さういふふうな御調査がもしおありでしたらば伺いたい。まああらまじでよろしゅうございましてから伺つておきたいと思つておつた。

○政府委員(記内角一君) 現在組合の数は三万五千ばかりに相なつておりますが、実際に活動いたしておりますのはそのうちの半数。それから残りの半分程度はほとんど睡眠状態に陥つていふ程度はほとんどないといふふうには考へるわけでございますが、昨年の秋すべての組合に対して、約三万の組合に対して実施調査をいたしました。照会を發していろいろ調査をとつたわけでありまして、それに対して回答して参

りましたのが約一万三千でございまして、それでその際におきます各組合の平均の組合員数を考へまして算出いたしました。それを現在の届け出られております組合数にかけ合せて参りますと約百七十万の組合員が存在するといふことに相なります。で、もちろんこの中には重複して二つ以上の組合に加入している者もございまして、一応これを百七十万といたしますと、昭和二十六年年度の統計局の調査によります全国の事業者数は約三百二十万といふふうになつておつたので、それと比べてみると事務所の数が三百二十万、従つて個人業者といふことになりましてこれより若干減つて参りますけれども、これを前提にいたしますと約五三%、すなわち半数が組織化されておるといふふうには考へてよろしいかと考へるわけでございます。

そのうちのとえば繊維工業等におきましては、ほとんど九八%といふふうな組織率を持つておつた。現実にも大体の繊維産業、大都會のメリヤスあるいは布帛製造業等の業者を除きましては、大体組合化されておるといふふうには考へておつたわけでございます。しかしながら組織率の悪いところから見ますと、サービス業あるいは不動産業といふふうなものは二〇%に足りない。建設業も同様でございます。それから物品販売業等については約半数が組織されているよりは一応の計算が出て参るわけでありまして、われわれといたしましてどういふふうな業種がそ

りましての約一万三千でございまして、それでその際におきます各組合の平均の組合員数を考へまして算出いたしました。それを現在の届け出られております組合数にかけ合せて参りますと約百七十万の組合員が存在するといふことに相なります。で、もちろんこの中には重複して二つ以上の組合に加入している者もございまして、一応これを百七十万といたしますと、昭和二十六年年度の統計局の調査によります全国の事業者数は約三百二十万といふふうになつておつたので、それと比べてみると事務所の数が三百二十万、従つて個人業者といふことになりましてこれより若干減つて参りますけれども、これを前提にいたしますと約五三%、すなわち半数が組織化されておるといふふうには考へてよろしいかと考へるわけでございます。

れではさらに組織すべきかというふうなことになるが、たとえば機械工業等につきましては、ある意味において非常に数が増えておらず、現実にはその組織されておられないのじゃないかというふうに考えておりますが、ここに出て参つておられます調査の結果では、八〇%以上も組織化されておるといふ結論が出ておるわけでありませう。これはわれわれ若干、数が二重三重の加入が計算されておるのじゃないかというふうにも思つておるわけですが、この方面がまだ組織化が十分でない。また全体の全国に散在しておる組合、業者、あるいは逆に大部会に相当多数に上つておるような業者につきましても、組織化というものがなかなか困難な面も出て参るわけがございます。まして、われわれといたしまして、まあこれ以上に組織化も必要であります。さらにこれ以上に組織化された組合が、より以上に活発な活動をするという方向に今後は重点を置いて指導して参りたい、そういういたしますれば、結局組合が活発に動き、それによつてそれぞれ組合員が恩恵を受けるというふうになります。今まで組織化されておらなかった組合、業者あるいは組合を作ること何と申しますか白眼視しておつたような業者についても、漸次個々に引っぱり寄せられることもできるのじゃないかというふうに期待いたしまして、むしろこれからは組合を作るといふよりも組合の事業をさらに活発化させるという方向に重点を置いて参りたいというふうに考えておる次第でございます。

○海野三朗君 今度のこの改正案では、組合を解散させることもできるよ

うであるし、またいわゆる休限しておるところの組合を整理するという御意向もあるように思つておりますが、私はこの組合についてどういふように考えるのであります。組合は何も活動してなくてもよい場合がある。組合を作つて共同購入をしよう、共同販売をしようということになりますと、商人がそれでは高く売つておくと、共同購入してわれわれから買わなくなるから安くしておこうとか、あるいは買いたたくとか、共同販売の形で組合が必要に直接売ることから買いたたくのはやめようというふうなことになる。それと組合というものは組合を作つただけで共同事業は何もやらなくても安く買つて高く売ることができるようになる。つまり組合を作つたためにほかからあまりいじめられないようになつて、これが組合の大きな効用であらうと思つておられます。労働組合を作つただけで労働者が雇主からばかにされない、何もストライキや何かの活動をしないで、何も十分に威力が発揮できる場合があると思つておられますが、御同局はどういふふうにお考えになっておられますか。

○政府委員(記内角一君) ごもつともでございます。われわれ組合の活動が活発化することを、もちろん目に見えらるような共同設備を持つてやるとか、あるいは原材料の共同仕入れといふふうなことをやるのが望ましいのではありませんが、場合によりましては御指摘のようなさういふ事業までやらなくても十分に効果の上るものもあろうかと思つておられます。それもそれなりに一つの活動をいたしておるわけでございますから、それでけつこうか

と思つておられますが、ただ中にはそれすらもやつておられない、組合をただ作つたという、名前だけであつて、その後役員会というものも開かなければ総会というふうなものも開かない。法律に規定してあります各種の手續も全然踏んでおられないといふふうなものも相当あります。果して出資がどうなつておるかなんかといふふうなこともわからない面もあるわけでございます。先般調査いたしましたときにも、郵便が届かないのはもちろんでございますが、調査員が各府県によりましてはみずから調査に乗り出して見てまいりまして、その所在地すらわからないといふふうな組合も相当あるわけでございます。これらの結果から見まして、この種の組合についてはむしろ逆に組合という名に値しない存在になつておられます。むしろこれが逆に優良な組合にも災いすることにもなろうかと思つておられます。今回法律が改正に相なりましたならば、その機会をもちましてさういふ睡眠組合に対するなことを積極的に行わなければならぬ、もちろんこれは解散さすというのが目的ではございませんで、これをチャンスにもう一回息を吹つかけてあげて、よみがえつて仕事をやつてもらえなばけつこうですが、それすら行い得ないものについては、やむを得ず解散といふふうなことも考えたいといふふうな思つておる次第でございます。

○海野三朗君 組織化の進まないといふのは、組合の持つておる効果、たとえばただいま申しましたような、その効用を中小企業者が知らないからだとも思いますが、今申しましたのは、いわば消極的な効用でありまして、業者は何か積極的な効用がほしいのだから、私は思つておられます。この積極的な効用を政府はどんなものがあるとお考えになっておられますか。それとも一つ、業者は利にさといふ人たちの集まりでありますから、組合を作ると何か恩恵があることを欲しているのではないかと、その恩恵はこの協同組合法ではどんなものを与えているのでありませうか。私どもはよくこの協同組合には何も特典がないから、組合を作つてもつまらないといふことを聞くのであります。現在私の気がついておる組合の恩恵といふものは、特典と申しましよるか、先ほどこの委員会審議いたしました商工中金、この商工中金の資金は組合に入つていない者には借りられない、この金融上の恩恵です。つまり組合が共同施設をするときに、少してはありますが、国や都道府県などから補助金とか、あるいは貸付金が得られる、これぐらいだと思つておられますが、このほかにどんな特典がございますか、それを一つお伺いしたい。それとあわせて政府が組合による組織化を進めたいというのであれば、どんな組合促進政策をお持ち合せておられますか、それもお伺いたしたいと思つておられます。

○政府委員(記内角一君) 何と申しますか、特典といふのは、組合を作つたならば金が借りられるとか、あるいは補助金が得られるとか、あるいは税金が安くなるかといふふうな、金銭的な面での金銭的直接的な面での特典といふものは、今お話のありましたような商工中金から借りられる、あるいは共

なる。現行法では認証ですか。それで、これはまあこの法律だけじゃないと思ひますが、私どもやはり昔かつて行政の事務をあずかつておつたときに、どうも認可主義というやつはいいかもしらぬけれども、期限がないものだから、お役所に出したが最後、いつまでたつても、いいとか悪いとか言つてこないといふことの弊があつて、そこで何年でしたか、ドイツの多分ナチスのときでしよう。ドイツの電力法といふのですか、エネルギー・ウィルトシャフトといふ法律が出まして、その法律に初めて、認可主義だけども、認可は一月でしかたか、一月たつても認可が来なければ認可をなしたるものとみなすといふ規定が入つた。そうすると、認可主義だけども、役人がぼやぼやしておるとか、一月の間に不認可、認可できないといふ意思表示をしなければ、認可したものとみなされるということになつておるので、いやでもおもうでも官庁としては、その期間内に認可するか、不認可にするかといふことをきめなければならぬ。その当時としてはこういう新しい立法で、その後、私の記憶では、同種の立法の措置を日本の法制にも若干取り入れたと思ひますが、戦時中どうなつたか、今現在ここでそういうことを聞いても工合悪いからぬが、一体そういう認可主義にからむときには、それだけの用意があるのは当然ですが、これはむしろ進歩した立法で、これからの認可はそれあるべきだと今日でも考へておるのであります。きょうじゃなくていいですけれども、せつかくそういうものを取り入れた新しい法制といふものが、日本に

育つてゐるのか、育つてゐないのか、これを一ぺんお調べ願つて、あるいはあなた方に言うのだから、ほかのことまでいかぬかもしらぬが、少くとも、通産行政だけでもいいと思ふ。通産行政の、ことに商売に利害関係があつて、時の早いことを争う通産行政だけでもよろしいから、そういう法制といふものが、今通産省に、法制があるのかないのか。今そこでわかつていけば御答弁願つてもいいし、わからなければこの次までにお調べになつて、せつかくわれわれがそのドイツの法制をなにして取り入れた制度といふものがどうなつたかといふことを、意見を一ぺんお伺ひしたいと思ふのです。それはまあ今すぐ工合が悪いでしよう。それが一つと、それからこれはよく法案を讀めばわかるのでしようけれども、ちよつとつまらぬことですが、事業協同組合と信用協同組合とあつて、これは一つの組合で両方やることはできないようになってゐるのですか。そうすると、同じことをやるのに二つ作らなければならぬといふ、そういうこととですね。それが一つと、ちよつと海野委員からも御質問がありました。下請の場合ですね。同業者といふのの系列は横の系列だと思ひますが、下請の縦の系列ですね、親会社があつて、その下請をするものには業種からいうとみな違ふ、いろいろ違ふんだな。そういうものもこの組合法によつて協同組合は作れるようになっていまいかなつていませぬか、それをちよつと……

ので、現在非常に少いかと存じておりますが、現実はどういうふうになつておるかはまだ調べましてお答え申し上げたいと思ひます。第二点の信用組合と事業協同組合とは別個にしなければならぬかといふことでございしますが、その通りでございまして、同一の組合でもって信用事業と一般経済事業を取り行ふといふことはできない、別々の組合でなければならぬといふふうになつております。それから下請関係の協同組合は、今度の協同組合は業種その他の制限がございませぬので、同業者をもつてやる場合もありませぬれば、二種類の業者でもつて組織する場合も自由でございませぬ。中には親企業と下請企業とが一緒になつて組合を組織するということもいたしております。ただ独禁法でもつて、場合によりまして三百人以上の使用人を持つておる業者は組合から排除できる建前がございしますが、それはよくよくの場合でございまして、現在にも親企業も入つた組合といふものもございませぬ。従ひまして同業者が、たとえば機械工業の下請の機械工業でもつて作る場合もありませぬれば、機械業者と、下請の機械業者とその他の親工業あたりと一緒に作つて作つておる場合も自由になつておるかと存じます。

○海野三朗君 私は今一つお伺ひしたいと思ひますのは、認可制度でありまして、もし認可するのにはほんやりとして放つて置いた場合にはどうなりませぬか。つまりそれは不認可といふことになるのでありますが、不認可の理由なしに、認可してやつてもいいのだけども、ほんやりとしてこれが一月も二月もおくれるといふようなことはあり得ないと思ふのですけれども、そういうふうな点については、その期限なんぞについてはいかようにお考えになつていらつしやいませぬか。認可するんだ、認可するんだけれども、それをその手続を怠つていた。今日各府県でよくそういうことがあるのです。県庁に届を出した。その届が県庁を経て本省にくるやつが、出してから一月もたつてもまだ本省にその書類が到着しない。よく調べてみると、それを調べる理由としてはそんなにひまをとらない。とらないのにもかかわらず、つまり怠慢といふようなことでひつかつておる。そういうような事例を私は再三聞くのでありますが、認可する場合に、認可に非常に手間取つたような場合、その点はどういふふうにお考えになつていらつしやいませぬか。一週間で認可してやつてもいいし、一月で認可してやつてもいいし、二月たつて認可してやつてもいいし、その期限がどうも無制限のようになつておるのだから、その点はいかようにお考えになつていらつしやいませぬか。

○政府委員(記内角一君) 通例といひまして、組合を設立いたしますものには、いろいろ法定の手続がございまして、発起いたしましてから最終の認可のところまで参りますには若干の日時、手続が必要になつてきます。大部分の組合におきましては、認可制度になりませぬと、当然事前に組合を作りましたといふときから行政官庁に相談に参るのが通常でございませぬ。万一作ります際にただ勝手に手続を進めましてほかつと持つて参りました際には若干おくれることもあろうかと思ひますけれども、普通の場合には十分連絡をとりながら最終的に認可の手続を踏むということになりますので、不認可といふようなことは、手続のおくれるといふ限りほとんどわれわれとしては考えられないといふふうにも存するわけでございますが、なおこの点につきましてはこの法律の施行に際しまして関係方面に嚴重に注意を喚起して参りたいといふふうにお考えを次第でございませぬ。

○海野三朗君 そういたしますと、その認可にあまり時間をとらないようにやつていけといふことを指示なさるお考えでございませぬか。

○政府委員(記内角一君) はあ。

○委員長(吉野信次君) それでは私がさつぱり聞いた、やはり期間をきめてその期間内に認可しなければ認可したとみなすといふ法制を入れるといふことの論が私が出てくると思ふ。それに対して何か考えがあれば伺ひたい。考えがなければいいのでして何れなくてもいいのですが、とにかくせつかく新しい法制がある時代に入れたのだから、それは私は今でもその法制は適当な法制だと思つてゐるのですか……

○海野三朗君 そこで今、委員長の言われたように、私はその期日をきちんた入れるとか、そこをはつきりさせないと、この法案ちよつとしり抜けになつてゐるよりに思ふのですがね。ちよつと忘れておつたと聞かれても仕方がないし、どうもそのところも少し釘の打ち方が足りないよりに思ふのですが……

御当局とも十分意見の調整をいたしたわけでございますが、この法律の主たる目的をいたしておられますのは、やはりかよる客観情勢下における砂糖と砂糖の価格が国内的には、やはり非常な変動をいたして、寄り寄り実には価格安定の問題を取り上げておたのであります。まあこれはこの法律の中にはございせんが、農林省といたしましては、価格安定にはどうしても内部の議論をいたしまして、要すれば現物等も場合によると政府においてこれを手持ちをして、そしてその調整をはかることによつて、市場操作をはかることによつて、価格安定を期さなければならぬというふうな検討もいたしたような事情でありまして、価格安定はどうかともこれからの情勢下におきましては、まあ、やらなければならぬと、こういうふうにご考慮されている次第であります。

○委員長(吉野信次君) 端的に、詳しい説明は要らないですが、つまり納入金制度と砂糖価格の安定というものは、実際にはこれからはからんでおりますが、観念的には違ふと思ふのだ。そこで私の聞きたいと考へておられますのは、納入金制度がなくても、実はこの砂糖だけについて価格安定の法案とい

うものをご考慮に出される、こういうふうにご考慮してよろしいかということでは、どうも、なぜそう言ふかという点、ずいぶん生活費については価格安定しなければならぬものはたくさんあると思ふ、僕は。たとえば豆をどうせよ、牛乳一つでも十一円だ、十円だと言つて、牛乳一つでも行政が手がつかないときに、たまたま砂糖だけについて納入金制度があるから、はきついでにこれを考へるといふのなら、以上の説明として私は了承していいと思ふが、砂糖だけについてそれをやるといふことについて、多少の問題がありはせぬかと思ふ。しかも、そういうふうな価格が非常に変動したという理由は、要するに外国からの砂糖の入れ方が少ないということからきているのです。そうせよ。それだから、それを今日の為替事情から見れば、細かい問題になりますけれども、もう少し入れればいいのです、砂糖をですね。入れればそんな変動はないのですから、そういうふうな少し実効の出やすい方法があるのに、価格安定帯とか何とかいう、これも一つの議論でしょう、議論でしよるけれども、そういうふうなめんどうくさいことをやるか……。

それでは取引所というものはこれは動く道理がないのですから、その始末をどうするかという問題です。これは陳情を聞いて言ふんじやない、理論として、経済というものは、理論の研究をするものは、その問題が皆からんでくるので、そういうものが一切がつかない解決した上なら、これはまた一つの論として傾聴するし、またその場合に、たとえば豆にしても牛乳にしても、ほかの食品品についての価格安定ということについて抜本的な政策をとられるというなら、これは私は一つの政策としていいと思ふのです。ただ砂糖だけについて価格安定というものを、このはきついでに、はきついでにやらないかということをおぼしめるから、そこで私はそういうことを申し上げるのですが、いろいろ考へていられるけれどもはきついでにそれをやるというならやるとまた一つの考へ方だと思ふ、便宜的な考へ方だと、こゝろ思ふのですが、しかし便宜的な考へ方をしたいかどうかということについては、これはなかなか根本的な議論があるのです。あなたのような説明で、農林省は現在砂糖の価格について考へているのだという御説明だと、わずかな数量です、九十五万トンですか、この間も政府の御説明を聞けば百五十万トンか、おぼしかな数量です。今日の外貨事情を維持してそれだけのものを入ることができないほど困つておられると考へられぬ。そういう問題だからこゝろに質問を申し上げている。それですから、あるいはこゝろに質問を……私は委員長ですからあまり委員長がいろいろなことを言ふやや合が悪いですから、私はこ

れだけにとどめますが、その意味のこをよく一つ大臣なりあるいは食糧庁長官にお考へただいて、ほかの委員の方からいろいろ質問が出るでしょうが、要するにそういうところは委員長といふか、委員の一人として議論というか、疑問を持つておられるから、それに対する御説明を一つ適當なときに伺いたいと思ふことでは。

○栗山眞夫君 私ちよつと愚問ですけれどもお伺いしたい。それはこの砂糖の市販されているもの銘柄ですね、これは一休どういふものがあるか伺いたいと思ふ。それは戦争前、戦争前と申しましても戦争中の統制に入つてからは意味がないので、少くとも支那那事変が始まる前の状態における国内に市販されておた砂糖の銘柄、それから今日の市販されているもの、これをお知らせいただきたい。

○説明員(田中勉君) 今の御質問の資料でございますが、これは先般のこの委員会、河野先生からも資料として提出を求められておりましたので、その際三三三ばかりございましたので、とりあえず今お尋ねの件も含めまして、二点を印刷して参りました。なお、これについて御説明申し上げます。

○栗山眞夫君 これを御説明願います。

○説明員(田中勉君) 戦前といたしましては昭和九一十一年間を採用了したものであります。戦後におきましては二十七年から二十九年の三年間を採用了いたします。この表について簡単に御説明申し上げますと、この上のほうの欄を見ていただきますと、「黒糖白下糖」それから「赤双及び赤糖」、「中双」、「精白糖」、「氷、角砂糖」こういう大きな大別分類をいたしたのでございます。この「黒糖、白下糖」、「赤双及び赤糖」これは大体含蜜糖と申しまして、昨今のような分蜜をいたさない、蜜を取らない含蜜糖に大体属する種類でございますが、この辺の割合は戦前と戦後においてはあまり変わらぬわけでございます。ただ変わつておられるのは、中双それから精白糖、この辺が戦前と戦後を比べますと相当変わつておられるのでございまして、大体御覧いただいてもわかりますが、精白糖の割合が戦前に比べて非常にふえておられる、こういう実情になつておられるのであります。まあ中双はもう少し詳しく申し上げますと、中双はこれは色のついたざらめ糖というふうな種類のものがございますが、この精白糖は現在の普通家庭等にありまして、この中双糖と精白糖の割合等を見ていただきますと、要するに精製した白糖の割合が戦前に比べて非常に多くなつておられる、こういうことが言えると思ひます。なお氷砂糖、角砂糖は御承知と思ひますから説明を省かしていただきます。ただこゝでも少し敷衍して御説明申し上げます。戦前と戦後におきましてこの砂糖の製造いたしましたこの状態が變つておられるのであります……

○栗山眞夫君 そこまでいいです。この糖種別に掲げてありますが、その前に、私は質問いたしますが、その前に、この単価はどのくらい違ひますか、一斤当り黒糖からすつと角砂糖まで。

○説明員(田中勉君) 単価といふのは。

○粟山眞夫君 小宛単価。

○説明員(田中勉君) 小宛単価は精製糖を基準にいたして参りますと、まあ黒糖、白下、赤糖、赤双でございますが、大体これが八〇%くらいの値段になっておる。

○粟山眞夫君 戦争前ですか。

○説明員(田中勉君) 戦後のことを申し上げておる。

○粟山眞夫君 昭和九年ごろですか。

○説明員(田中勉君) 昭和九年については記憶いたしてありませんが、戦後の場合だけ申し上げますと、大体八〇%くらい値段になっておるわけですが、中双と精白糖でございますが、これが大体これはパーセントで申し上げるよりは、むしろ斤当りという線で申し上げたいと思つて、斤当り中双と精白糖の關係は三円ないし四円程度下になっております。低いはずで。

○粟山眞夫君 低い……。

○説明員(田中勉君) 中双の方が精白糖に比べて大体低くなつております。

○粟山眞夫君 戦争前のはわかりませぬか。

○説明員(田中勉君) 手許に戦前の糖種別の数字を持っておりませんので、後ほど調査して……。

○粟山眞夫君 これは砂糖のことできわめて大事なことで、戦争前の糖種別の値段というものは一つ正確なものをお調べ願ひたい。それからこの各種別の銘柄別の内訳をお示しになっておられますが、このうちで業務用は別です、家庭用と称せられるものは、どのくらいのパーセンテージになっておるか、それはわかりませんか。

○説明員(田中勉君) 砂糖全体です。

○粟山眞夫君 砂糖全体ではだめです。糖種別の業務用というのはいくらになつておるか、業務用と家庭用がある。

○説明員(田中勉君) これは糖種別の家庭、業務用、あるいは製菓用ということになりますと、推定を相当加えなうと出てこないことになりまして、計数的にこれらに基いてやるといふうになかなかいかにぬものでございまして、

○粟山眞夫君 それはあなたの円熟された技術で、一つ推定で、戦争前と戦後のもので、業務用といふゆる家庭用というものが、この表の中でどのくらいの比率になつておるか、これをお知らせいたしたい。なぜ私がそういう要求をするかという理由を申し上げます。私は今の表でも明確なように、戦後の日本において非常にぜいたくだと思われるのは、われわれの一般家庭において精白糖の使用量が多いということ、どうしてこういう精白糖でなければならぬか、私が砂糖屋に買いに行けば、大体精白糖がざらめ、上ざら、いざらめより多いのです、消費者はいやおうなしにこれを買わなければならぬ、ところが戦争前には私も大正の末期から不景氣時代を知つておりますが、普通の家庭ではなかなか百姓などは三益白なんか使つたことはない、黒砂糖とかあるいは糖蜜の入つた赤双か、そういうもので十二分に間に合つた、安いもので、当時は麦飯を食べて、そして砂糖は赤双、赤糖を使つた、ところがそれは今できないわけですから、

○粟山眞夫君 戦争前にはわかりませぬか。

○説明員(田中勉君) 砂糖の精製、精糖をやつておるかというところに私は非常に疑問がある。まあ私はかつて聞いたことがあります。キューバ糖が入つて来たときに、あれをそのまま市販すると、虫が入つておつて衛生上よくないといふので、農林省はそれを精製会社に入れたことがある、しかし終戦直後に進駐軍が日本に来て、日本人は砂糖に不自由しておるから一つ配給してやろうといふので、たくさんバケツに一ぱいづつ配給してあれを食べたが、お腹をこわした人は一人もいない、そういうふうになつて食べて実績のあるものを、なぜ農林省が憎むにそいふ工合に衛生上よくないといつて、わざわざ精糖会社に入れて、高いものを市販させるか、ここに私は根本的な問題があると思つて、これは農林省の砂糖行政の根本的な問題だと思つて、これは当委員会が徹底的に究明したい。それだからその資料はどんなに困難でもこれは作つてもらわなければならぬ、こういうふうな思ふのです。

○白川一雄君 精糖工場能力推移という資料によりまして、昭和二十八年三月から急激に能力を増加しておりますが、現在承われば大体百万トンというのに対して三倍以上の能力に持つて行つた、これを当局として許可になつたその方針というものは、どういふ方針に基いてこういう設備を許可したかというのを承わりたい。

○説明員(田中勉君) この戦後、直後におきましては、砂糖精製状態というものは、ほとんど壊滅いたしておりました。ようやく二十六、七年ごろからこの砂糖の輸入をいたしました。それをまた精製ということが外貨上も可能

いふものを売るように砂糖の精製、精糖をやつておるかというところに私は非常に疑問がある。まあ私はかつて聞いたことがあります。キューバ糖が入つて来たときに、あれをそのまま市販すると、虫が入つておつて衛生上よくないといふので、農林省はそれを精製会社に入れたことがある、しかし終戦直後に進駐軍が日本に来て、日本人は砂糖に不自由しておるから一つ配給してやろうといふので、たくさんバケツに一ぱいづつ配給してあれを食べたが、お腹をこわした人は一人もいない、そういうふうになつて食べて実績のあるものを、なぜ農林省が憎むにそいふ工合に衛生上よくないといつて、わざわざ精糖会社に入れて、高いものを市販させるか、ここに私は根本的な問題があると思つて、これは農林省の砂糖行政の根本的な問題だと思つて、これは当委員会が徹底的に究明したい。それだからその資料はどんなに困難でもこれは作つてもらわなければならぬ、こういうふうな思ふのです。

○白川一雄君 精糖工場能力推移という資料によりまして、昭和二十八年三月から急激に能力を増加しておりますが、現在承われば大体百万トンというのに対して三倍以上の能力に持つて行つた、これを当局として許可になつたその方針というものは、どういふ方針に基いてこういう設備を許可したかというのを承わりたい。

○説明員(田中勉君) この戦後、直後におきましては、砂糖精製状態というものは、ほとんど壊滅いたしておりました。ようやく二十六、七年ごろからこの砂糖の輸入をいたしました。それをまた精製というものが外貨上も可能

は、砂糖の割当を産産省として計算をしないといふような実質的な抑制措置をとつた次第であります。

○白川一雄君 二十七年年度のメーカー割当基準を見ますと、能力に対して七〇%ということになり、実績に対しては三〇%、まあこの数字があるのので、おそろくメーカーは能力をうんとおやして割当をたくさんとらうといふ前提において工場の設備をしたものであると思つておるのではありませんが、今日、日本の経済から申し上げますと、ほかの産業におきましては設備したくてもできないといふ現状のときに、おそろく設備するのには外貨をもらつて外国機械を買つてもやつておるはずなんです。しかも三倍からの設備を作つて、三分の二の遊休設備を指つておるというのを考えますと、現在価格の安定帯ということを言われましても、その遊んでいく機械の償却から全部見て行きますと、メーカーのコストというものは非常に高くなつておるということ、しかも大きな利益を上げておるということになれば、過度な、むだな遊休設備から生まれるところの原価高も、国民にこれをかぶせておる、そういう形において安定帯と言つても全くわれわれ納得のできない安定帯じゃないかという感じを非常に強くします。今仰せの通り、二十八年年度、九年度では、能力に対する割当の率を下げておられますけれども、すでに設備をして、能力で割当を取つてしまつたところで、製造してから実績を上げたものに、また下けて行つても結果は同じことになる。われわれは、事務当局としては全く不本意ながらこれを許した点も多分にあるのじゃないか、多分にこれは政

いふものを売るように砂糖の精製、精糖をやつておるかというところに私は非常に疑問がある。まあ私はかつて聞いたことがあります。キューバ糖が入つて来たときに、あれをそのまま市販すると、虫が入つておつて衛生上よくないといふので、農林省はそれを精製会社に入れたことがある、しかし終戦直後に進駐軍が日本に来て、日本人は砂糖に不自由しておるから一つ配給してやろうといふので、たくさんバケツに一ぱいづつ配給してあれを食べたが、お腹をこわした人は一人もいない、そういうふうになつて食べて実績のあるものを、なぜ農林省が憎むにそいふ工合に衛生上よくないといつて、わざわざ精糖会社に入れて、高いものを市販させるか、ここに私は根本的な問題があると思つて、これは農林省の砂糖行政の根本的な問題だと思つて、これは当委員会が徹底的に究明したい。それだからその資料はどんなに困難でもこれは作つてもらわなければならぬ、こういうふうな思ふのです。

○白川一雄君 精糖工場能力推移という資料によりまして、昭和二十八年三月から急激に能力を増加しておりますが、現在承われば大体百万トンというのに対して三倍以上の能力に持つて行つた、これを当局として許可になつたその方針というものは、どういふ方針に基いてこういう設備を許可したかというのを承わりたい。

○説明員(田中勉君) この戦後、直後におきましては、砂糖精製状態というものは、ほとんど壊滅いたしておりました。ようやく二十六、七年ごろからこの砂糖の輸入をいたしました。それをまた精製というものが外貨上も可能

は、砂糖の割当を産産省として計算をしないといふような実質的な抑制措置をとつた次第であります。

○白川一雄君 二十七年年度のメーカー割当基準を見ますと、能力に対して七〇%ということになり、実績に対しては三〇%、まあこの数字があるのので、おそろくメーカーは能力をうんとおやして割当をたくさんとらうといふ前提において工場の設備をしたものであると思つておるのではありませんが、今日、日本の経済から申し上げますと、ほかの産業におきましては設備したくてもできないといふ現状のときに、おそろく設備するのには外貨をもらつて外国機械を買つてもやつておるはずなんです。しかも三倍からの設備を作つて、三分の二の遊休設備を指つておるというのを考えますと、現在価格の安定帯ということを言われましても、その遊んでいく機械の償却から全部見て行きますと、メーカーのコストというものは非常に高くなつておるということ、しかも大きな利益を上げておるということになれば、過度な、むだな遊休設備から生まれるところの原価高も、国民にこれをかぶせておる、そういう形において安定帯と言つても全くわれわれ納得のできない安定帯じゃないかという感じを非常に強くします。今仰せの通り、二十八年年度、九年度では、能力に対する割当の率を下げておられますけれども、すでに設備をして、能力で割当を取つてしまつたところで、製造してから実績を上げたものに、また下けて行つても結果は同じことになる。われわれは、事務当局としては全く不本意ながらこれを許した点も多分にあるのじゃないか、多分にこれは政

は、砂糖の割当を産産省として計算をしないといふような実質的な抑制措置をとつた次第であります。

○白川一雄君 二十七年年度のメーカー割当基準を見ますと、能力に対して七〇%ということになり、実績に対しては三〇%、まあこの数字があるのので、おそろくメーカーは能力をうんとおやして割当をたくさんとらうといふ前提において工場の設備をしたものであると思つておるのではありませんが、今日、日本の経済から申し上げますと、ほかの産業におきましては設備したくてもできないといふ現状のときに、おそろく設備するのには外貨をもらつて外国機械を買つてもやつておるはずなんです。しかも三倍からの設備を作つて、三分の二の遊休設備を指つておるというのを考えますと、現在価格の安定帯ということを言われましても、その遊んでいく機械の償却から全部見て行きますと、メーカーのコストというものは非常に高くなつておるということ、しかも大きな利益を上げておるということになれば、過度な、むだな遊休設備から生まれるところの原価高も、国民にこれをかぶせておる、そういう形において安定帯と言つても全くわれわれ納得のできない安定帯じゃないかという感じを非常に強くします。今仰せの通り、二十八年年度、九年度では、能力に対する割当の率を下げておられますけれども、すでに設備をして、能力で割当を取つてしまつたところで、製造してから実績を上げたものに、また下けて行つても結果は同じことになる。われわれは、事務当局としては全く不本意ながらこれを許した点も多分にあるのじゃないか、多分にこれは政

は、砂糖の割当を産産省として計算をしないといふような実質的な抑制措置をとつた次第であります。

○白川一雄君 二十七年年度のメーカー割当基準を見ますと、能力に対して七〇%ということになり、実績に対しては三〇%、まあこの数字があるのので、おそろくメーカーは能力をうんとおやして割当をたくさんとらうといふ前提において工場の設備をしたものであると思つておるのではありませんが、今日、日本の経済から申し上げますと、ほかの産業におきましては設備したくてもできないといふ現状のときに、おそろく設備するのには外貨をもらつて外国機械を買つてもやつておるはずなんです。しかも三倍からの設備を作つて、三分の二の遊休設備を指つておるというのを考えますと、現在価格の安定帯ということを言われましても、その遊んでいく機械の償却から全部見て行きますと、メーカーのコストというものは非常に高くなつておるということ、しかも大きな利益を上げておるということになれば、過度な、むだな遊休設備から生まれるところの原価高も、国民にこれをかぶせておる、そういう形において安定帯と言つても全くわれわれ納得のできない安定帯じゃないかという感じを非常に強くします。今仰せの通り、二十八年年度、九年度では、能力に対する割当の率を下げておられますけれども、すでに設備をして、能力で割当を取つてしまつたところで、製造してから実績を上げたものに、また下けて行つても結果は同じことになる。われわれは、事務当局としては全く不本意ながらこれを許した点も多分にあるのじゃないか、多分にこれは政

治的な圧力も加わって行われたのじゃないか、その圧力によって、この砂糖という輸入商品によって、日本の国民全体が高い砂糖を使われるという格好になっている。こういうふうな内容を見るのでございますが、今後遊休施設に対しては、それだけ砂糖を入れて、増加することを見込まれて許可になったのか、あるいはただ漫然と上からくる力によってここにきたのか、その辺のニュアンスを一つお聞きしたいという気がするのでございます

○説明員(田中勉君) 先ほど抑制措置をとった、これは砂糖を割り当てる場合の割当の方法によりまして設備の抑制を期する。こういうような行政措置になっているのでございまして、これは私からこの席でこんなことを申し上げるのはいいのかわかりませんが、企業というのに対していろいろ新設なり増設というような要求がまあその当時もありました。これは各企業のおのおの見込みによりまして、実はさような計画があつたわけございまして、これを法的に禁止するということは、現在のまあ体制下においては困難な面もございまして。そこで非常にまあ抜本的ではないのでございまして、さような割当等の基準に参酌する要素といたしまして、その実質が企業を抑制するような結果を招来するようにはまあ実施したのでございまして。ただ非常に、一年なりあるいは一年半の間に競って実は各工場が設備の新増設の拡張をいたしたわけでございます。その点から見ますと、現在は確かにその余剰設備の状態があるわけでございます。ただ国内的にこれを見ますと、

と、やはり加工貿易と申しますか、輸出等におきましても、これらの設備をある程度活用することによりまして、さような過剰設備的な影響を少しでも緩和して参りたい、加工貿易につきましては、通産省当局等のいろいろ御方針等もございまして、農林省としては積極的にこの加工貿易の点もできるだけこれらの設備の活用をはかることに現在努力をいたしている次第であります。

○委員長(吉野信次君) 関連しましてちよつとお願いしておきたいのですが、いずれ安定帯価格というのについて詳細な御説明を伺うことになると思ふんです。そうしますと自然、従って各砂糖会社別にいわゆるコストの問題に触れてくるだろうと思ふますが、そのときに、たまたま白川委員からの御質問があつた通り、過剰設備があれば、よもや安定帯価格のときに、さつき御説明のように国民の食料品だからそのための価格をやるんだという御説明だから、そういう過剰設備に引き合ふような安定帯価格はお作りになるまいと思ふますけれども、説明をされるときに各社別にどの会社ではどれだけの過剰な設備を持っているかというふうなことを、どうせこれは質問が出ると思ふますから、あらかじめ御用意になつて、やはりそういう何と云うか、用もないものを値段の上に反映せしめるようなことがないようないつ資料を御準備願う方がよくはないかと、大へんくだらないことでございますが……

一つお願いしたいと思ふます。それは工場の稼働率をあるいは三〇%とか、一〇%と見てもよろしいから、それを推定されて、これによる生産原価の違い、これを一つ計算して出してもらいたい。三〇%稼働のときには生産減が幾らになるか、それが六〇%の稼働のときには幾らになるか、一〇%だと幾らというふうにはつきり出てくるだろうと思ふますから、それを出していただくというのと、今の委員長の質問も具体的にデイスカッションするの非常に役立つわけです。ぜひこれを一つ出していただきたい。これは私は相

○白川一雄君 工場設備の新しい古いで違ふと思ふのですが、工場の原価を出すときの歩どまりというものは一律のものであるか、工場によって歩どまりが違ふのか、その点を伺つておきたい。
○説明員(田中勉君) 歩どまりにつきましては、大体現在の精糖工場の設備では、ほとんど大差がないという状況になつております。
○委員長(吉野信次君) 幾らですか。
○説明員(田中勉君) 九三%ということでございます。
○委員長(吉野信次君) それは最近の数字じゃないですね。今そんな九三%という能率の悪い工場は私には実際にはないと思ふのですが、最近のなにはもつと思ふますから、その点も

一つ具体的にお調べを願いたいと思ふます。
○栗山良夫君 外貨割当をするときの歩どまりの率と実際の歩どまりの率との間には相当アローアンスがあると思ふ。これが問題なんです。
○委員長(吉野信次君) 私の申し上げましたのは、現在の歩どまりは九三%という率の悪いものはないと言つてはばからないのですから、しかも今、栗山委員のお話もありますから、九三%というのは外貨割当のときの数字というならばこれは何をか言わんやだが、技術的なものをもつと資料で、新しいもの資料でこの次までにお調べ願いたい。

○白川一雄君 農林関係の方に承るのは以上であります。次に通産省の方に伺いたいのは、砂糖の設備は外国の機械を相当入れたはずだと思ふが、そういう機械を入れるためには、外貨の割当を通産省で許可せられたはずだと思ふが、通産省として、砂糖の膨大な設備をするところの許可の方針はどこにあるか。どこにのつとつてしたかというこの通産省側の御意見を承りたい。
○政府委員(大塚弘君) 精製設備の増加につきましては、先ほど御説明がございまして、その際に精製設備の輸入を認めたことがあるかというお尋ねかと思ひます。この砂糖精製設備につきまして、外貨割当をしたことはないかと考えております。
○白川一雄君 かりに外貨割当をしてないとしたとしても、国の資金がそこにそれだけ多く流れてくるというところが言えるので、ほかの産業が資金が枯渇して非常に窮状にあつたときに、

砂糖だけがそれ以上の設備を金をかけて作った、そういうことをお許しになつた御方針はどこにあつたのか。どういふ見通しで許されたのか。
○政府委員(大塚弘君) 外貨割当一般の問題につきましては、ちよつと御参考に申し上げたいと思ひますが、生産工業の原料の場合は、多く最近までは生産設備ないし生産実績に対して原料を使用します業者、設備を持っている生産業者、砂糖の場合は精糖業者でございまして、これに対してたえば綿の場合ですと紡績業者、これに対して外貨を割り当ててやつたのが過去数年の例でございまして、その場合に先ほど御指摘のように、その原料につきましては相当利潤の多い物資につきましては、工場設備を作つて行くという傾向が実はあつた。私も担当ではございませぬが、財政資金等につきましては、おそらくさういふ産業に対して特に重点が置いたかと思ひますが、さういふ比較的条件のいい場合には自己資金で設備の拡充をやつたものと見ております。

○白川一雄君 そうしますと、通産省の方では、さういふ過剰施設を、景気がいいからふやすという場合には、非常に自由に放任してこられたという結果になるのですか。
○政府委員(大塚弘君) ただいままでのところは、設備制限の統制が別段ございませぬので、従来まではさういふ場合に設備が増設されるということがあります。あり得たわけでございます。
○白川一雄君 私どもとして、国の経済というものを国民としても考え、私どもとしても考えるならば、先ほど農林省の方の御説明と同様に、戦後設備

が荒廃しているの、早く回復しなければいかぬというならば、必要な範囲に持つて行くのが回復であろうとわれわれは考へるのでございますが、これにおそらく膨大な資金が行ったものと思ふのですが、しかも急激に工場によつては五倍も六倍も能力に比較してやつてゐる所があるのを放任して、これを別に制約することもできなかつたといふことについては、戦後自立経済に何とか立ち上りたいという国民の熱意と当局の考へ方にはなほだしい懸隔があるといふことを非常に遺憾に思ふといふことを申し上げて質問を終わります。

○粟山展夫君 もう二つだけお伺いたします。テンサイ糖のことですが、テンサイ糖の農林省のつておられる経過、あるいは今後の方針ですね、そういうものは一体どうなつてゐるか、これを一ぺん適当な機会に、資料とあわせて御説明を願いたいと思ひます。このテンサイ糖は政府買い上げにたしかかつておるはずですが、それと市販品の価格の調整がどういふ工合になつてゐるか、それから今後国内資源として、あるいは農業政策として、北海道だけじゃなくて、もつと内地の適当な方面の適当なところにああいうものを積んで、砂糖の原料としてやつて行くといふお考へがあるのか、あるいはそういうものは全然ないのか、またそういう適当な品種がないのか。私の聞くところによると、ヨーロッパのイタリヤ辺のものであれば、本州のどこでも十分できるような状態に日本はあるといふことを聞いておられます。そういうようなことを考へておられるかどうか、これを一つ、それからもう一つは、先ほどキューバ糖のような荒

い粗糖ですね、粗糖をなまで小売りに回して食へるといふ衛生上悪いといふことを聞いておるのですが、それは農林省の考へなのか、厚生省の考へか、それをよく調べていただきたい。もしそういう悪いといふ人があれば、どうして悪いのか、これはやはりこの委員会に来てもらつて、その悪さ加減といふものをよく説明を願わないと私どもは承服できない。これは黄変米より簡単ですから、みんな食べて見れば一ぺんにわかりますから、こういう工合にお願いしておきます。

○吉米地蔵三君 価格の安定帯を作るというところは、農林省管内の仕事だと思ひますが、ところが価格の決定を作るのは通産省の関係だ。由来この通産省、農林省との共管の問題は常におもしくくない際も起れば、その点について弊害も起つておることがあるんですね。今度の砂糖の問題でもそういう点が原因してゐるのではないかと思ひます。所管行政が両方にまたがつてゐるといふところに何かの支障が起つてゐるのではないでしようか、その点を最初にお伺ひしたい。

○政府委員(大塚弘君) 現在の行政の関係を先に申し上げたいと思ひますが、輸出輸入の関係、つまり本件に關しては砂糖の輸入のことでありまして、輸入につきましては、外貨資金の割当をしておりますので、輸入の際には全商品につきまして、現在通産省が所管いたしておるわけでありまして、輸入しました粗糖が精製され、国内へ販売される。この国内に入りました場合には、これは農林省の食糧関係といふことで、農林省の所管に現在なつて

おります。従ひまして、本件につきましては国内の価格の安定及び精製業者に対してどういふふうな粗糖を割当てるかといふふうな点につきまして、農林省が従来とも権限を持つておるわけでありまして、外貨の割当、それからキューバ糖を幾ら買うか、あるいは台湾糖を幾ら買うか、これは貿易政策に關連いたしまして、今の外貨資金割当とともに通産省が従来ともやつております。本件の措置につきましては、つまり輸入いたしますまでは通産省が所管しておるわけでありまして、それから国内の価格の点は農林省が決定する、その間に十分協議をして参る。輸入量を決らすかといふことが国内の糖価に非常に影響いたしますので、従ひまして、その点も通産省は勝手にやれませんで、十分現在御相談しておるわけでございます。従ひまして、今後とも国内価格をきめます場合、この農林省が安定帯価格をきめます場合に、やはり輸入の見通しを持たないと、安定帯といふことも考えられないといふことでございますので、安定帯価格をきめます際には、農林省もやはり通産省に相談していただく、十分協議をいたしまして現在もやつておるわけでございます。従ひまして、そのためといふわけではな

いと考へておるのであります。○吉米地蔵三君 この砂糖業者が莫大な利益を得ておるといふことは、これは事実なんでありまして、このことは少敷の人が利益を得て、そして大衆がこれを負担するといふことになるわけでありまして、このことといふものは、社会的な観念から言つても、どうもそこに無理があると思ひますが、大体為替管理をしておるのですから、

外貨の割当さえすれば、そこに利益が必ず伴う。その利益が政府の納入によつて吸収されるのでなくて、少数者の利益になつておるといふことが、この砂糖行政の一番大きな欠陥だと思ひます。それをただ農林省が未端において安定帯価格を設けたところで、そういう弊害のけられるかどうか、私は疑問だと思ひますが、どうでしようか。

○政府委員(大塚弘君) ただいま御指摘の通りでございます。砂糖につきましても十分に参つておるわけでありまして、相対的に輸入量が外貨の関係で必ずしも十分あるわけではございません。価格差はかなりの差が出ておるわけでありまして、本法案におきましては価格の安定と同時に、大蔵省に特別会計を置きまして、価格差益を輸入の際に吸い上げていたしまして、その特別会計に納付していただく、こういうことになりまして、輸入したための過当な利益を一部に業者が隔隔せしめないで、国庫に入れていただくといふふうな本法案の後段に規定をいたした次第でございます。

○吉米地蔵三君 その国庫に納入させて、その利益を吸収するといふことは、それはその限りにおいてはできるかも知らぬが、その利益の吸収はことごとく消費者にかかってくる。だから消費者の利益を擁護しながら、一部の業者の利益を吸収するといふことにはならないと思ひます。そういうことになりませんか。

に渡るといふことができずれば、一番この差益の徴収といふこともなくして済むわけでございますが、やはり国内の価格がまず備給関係で出て参りますので、現在の輸入量、年間九十五万トン程度でございます。やはりどういたしまして一トンの当り二十ドルないし四十ドル程度の過当な利潤が出て参ります。これを消費税で吸い上げるかどうかといふ問題になるわけでございますが、現在買付地域が、キューバ糖でございますと、CIFで九十二ドル、台湾糖でございますと、CIF百十二ドルと非常に価格の差がございます。この買付け方につきましても、通商関係に有利な地域から買へば輸出が伸びるというところから買つていふようなことで、通商交渉をしながら買付先をきめておるわけでありまして、従ひまして、各地から来りました砂糖のコストについて計算をいたしました。それだけの差益を国庫に入れていただく。国内の価格はいたし方ないこととでございますけれども、備給関係で形成されるので、ある程度高いものになるわけでございますが、昨年あたりは非常に量の問題と、リンク制等を行なつておりましたわけです、昨年の暮あたりは一斤九十二円といふふうな、非常に暴騰をいたしましたこともございます。今後はこの安定帯価格と言ひますか、七十八円前後で四円幅くらいに考へまして、その価格の幅の中に大体安定して行くことができるのではないかと考へておる次第でございます。

○吉米地蔵三君 国庫へ納付する利益の吸収、これはいわば間接的には砂糖

の消費税という形において実質的にはとられるのです。ですから、国民大衆からいえば、そういうものは価格を低下するとうり方に政策を変えて行くのがほんとうじゃないかと思ふのですが、それで外貨の割当をするときには一年に何回も区切ってやるのですか、あるいは年間を限ってやるのですか、そのときどきによってやりませんか。

○政府委員(大堀弘君) 外貨の割当は半年ごとに外貨予算を形成いたしましたので、半年ごとに閣僚審議会で御決定願ってそれを実施いたすわけでございます。半年の予算を半年分までとめてやるかどうかという点につきましては、現在私どももいたしましては、大体買付のチャンスその他を考へまして、なるべく有利な条件で買付ができませんように、運用をいたしましてはできるだけ幅を広くいたしまして、半年分をあらかじめ発表いたしまして買付て行くようにいたしたいと考へておりますが、砂糖の場合でございますと、ちよつと事情が異りまして、今回の法案の関係もございまして、また買付先がなかなか通商関係でむずかしい国が多いものでございまして、まあ大体の方向といたしましては四半期ごとぐらいの運用になるかと思ひます。

○苦米地義三君 その四半期ごとに割当をしますね、ところが商社がたくさんあるのです。この商社が競りて買付をやるわけです。だから日本が外貨の割当をしたということになれば市場が高騰する、そういうために砂糖相場が最も悪いところを輸入しておるようなことにはなつておりませんかどうですか。

○政府委員(大堀弘君) 御指摘のような問題が一般に非常にごさいます、私どもはやはり外貨割当と、買付価格をできるだけ安く買わせるようにいたしたいということに昨年来特に重点を置いて参りまして、砂糖の場合につきますと、現在は私どもは輸入価格を各地域別にそれぞれきめておりました、台湾の場合はCIF百二十ドルということをして日台協定で協定いたしましたのでその価格以下で買えという条件をつけております。キューバ糖あたりで申し上げますと、最近船賃が少し上つておりますが、九十二ドルから九十三ドル、適正な計算をいたしましてそれ以下で買えという条件をつけて、なお買付につきましても業者の協力をできるだけ要望いたしまして、買付価格の高騰を来たさないように、できるだけ努力しておるわけでありませう。

○苦米地義三君 これはひとり砂糖ばかりじゃありません。いろいろな例えばタローを買つか、あるいは石油を買つかと言ひましても、結局一番元は為替の利用なんで、その点について非常に日本は損をしていられるような実績があるのです。ですから外貨の割当については国の利益というを中心として運用されることを希望します。のみならず、最近ではどの国でも管理貿易ということが盛んですから、日本ばかりたくさん業者が行つて、外貨の割当を受けたからといって殺到して買うというようなことは非常に不利益だと思ふのですが、また輸出をする場合にもやはり同じことです。その点については私の質問を申し上げます。

○委員長(吉野信次君) さつき苦米地委員の通産、農林の権限のことに関してですが、少しとつぱかもしれませんが、砂糖もバナナも為替を割り当てる方の納入金の方は、これはさつき御説明で通産省の専管じゃないかもしれぬけれども、通産省が主として所管することですから、今度もバナナや砂糖も農産物としていいでしょう、ですから納入金の方はまとめて一本にして、価格の方の安定は安定でこれは農林省の方で十分やる、こういふふうにしても差しつかえないように思ひますが、その点はどうか。せつかく同じようなバナナが出ていますので、それから……、ただバナナは日本内地には産しておりませんから……。要するに通産省関係が主たる外貨割当をやるべきに非常な不利益を受ける、これは一本で法案をまとめる。それから価格安定の方はほかにもありましよう、砂糖だけでは十分いでしよ。これは農林省の方で十分いゆる権限に基かれて価格安定の法案を別に出す、こういう方がちよつとしろつとわかりがするよりに思ふのですが、その点はどうか。

○説明員(田中勉君) この点につきましてはバナナ、パイナップルかん詰といふような物資と砂糖とは、これは生活物資の面から見ても、その内容が幾らかの違いを持つておる。同時に砂糖については、国内的に見ますと家庭消費なり、あるいは業務消費の面から見ましても、これは重要な生活必需品資になつておりますから、これは同時に国内の甘味品の代替といふような面からいたしますと、イモを原料とした

と非常に関連を持つものになつておりますから、やはりこの問題につきましては価格安定の問題を取り上げて、現在の段階において必然的にやむを得ないものは代替農産物なり、それらとの関連において、そういうものがやむを得ず輸入差益を生ずるといふような問題がございしますので、これは安定並びに経過措置をいたしまして、差益徴収をするというその一貫した一本の……。

○委員長(吉野信次君) それから先は議論になりますからいいですけれども、そういうふうには国民の生活品としての砂糖とパイナップル、バナナは違ひ、それだから、いわゆる為替を割り当てる方の、過当な利益を納入させるあなたの方はそれは一本にしたらい。それからあとは価格行政ですか、それはそれであなたの方で別に法律を考へたらどうか、こういうことで要するに納入金の方は、バナナの方もパイナップルの方も同じことです。為替を割り当てるときに、割当を受けた過当な利益を受ける方からそれは取り上げる、それは問題がないんですから、それはそれとして一本にまとめたらどうか。しかし砂糖は重要だと言われるなら、これは当然農林省の権限において別の立法を考へてもよいか、こういうふうに思ひますが、これはどうですかというのが私の質問なんです。あなたの答弁は私の質問に答弁にならないんだ。違いがあるということはわかっているんだから、違いがあるから別にしたらよいかないかという事です。

○説明員(田中勉君) ただ差益を取ること自体は、国内の砂糖の需要供給の面からいたしますと、差益を取ること自体が国内の砂糖の流通過程におきましては、どうしてもやはり外貨にしぼられた砂糖の流通でありますと、やはり売手市場の様相はどうしても否定できない。それらの点が、差益徴収という面が逆に価格の面にはね返るといふようなこともないわけではない。この点はだから非常に微妙な問題だと思ひます。これはやはり両者一貫してやらないと……。

○委員長(吉野信次君) それは議論じゃないんですけれども、大体前提が、必ず外貨割当で納入金を取らなければならぬという前提が私はおかしいと思ふんだ。バナナとか、パイナップルの問題ならいいのですが、あなたがおっしゃる通りに、それほど国民生活に大事なものだと言ふなら、消費者に対して、国民全般に対して価格を安定せしめるという見地から抜本的なことを考へたいと思ふ。あるいは砂糖というものを政府が米と同じよう一手でやるのも一つの方法であらうし、外貨はない、こう言ひますけれども、すでにあなたは九十五万トン本年にはお認めになつておるのでしよ。もうすから、だからそういう過当な利益が生じないように十分に入れたらいいと思ふ、別に切り離して、バナナとか、何とか同じように考へないで、あなたが今言われる趣旨に従つて大いに価格政策の方で別に考へたい。それだから、むしろ別に切り離して、あなたの説明では、価格安定が本旨だと言ふならば、価格安定のような趣旨で考へて私は出直したらどうか、こういうふう

に思ひますが、その点はどうか、こういうふう

いのです、私の質問は……。必ずしも納付金制度がいいか悪いか、そこにこだわる必要はない。あなたの要するに国民に砂糖を安くない安くない価格で供給するというのが先決問題なら、そういう見地から考えなければならぬ。現実の制度にとらわれる必要は少しもない。

○説明員(田中勉君) 価格安定の問題につきましても、先ほど御説明申し上げましたが、農林省内部としては相当いろいろ案を作ってみたのでございます。その中には、やはりこの現物全部政府が一手に持つというような問題も討議いたしました。それからさらに全面管理でなければ一部管理というようなことも実は検討いたしました次第でございます。しかしこの問題につきましては、通産御当局ともいろいろそれらの構想について実は検討させていただいたわけでありまして、まあ現在の経済環境下におきましては、砂糖だけ全部政府が手持ちをする、あるいは管理をするというようなことについては、経済体制の面から見てもいろいろまた御批判も出たのであります。とにかくそういう統制的な色彩を持たずに、かような苦しい外貨事情下において、この砂糖対策を一定の期間臨時的に対策をとるというようなことに今度の制度では落ちついたわけでありまして、過渡的には過去においてはさような案が十分検討されたわけでありまして、そういたしますと、やはり価格安定の面を強くこの面に現物を持たないというところで出て行く以上、外貨に制約された国内産業の製糖工場に、これは製糖工場は農林省の所管になっておりますが、この面において過当の輸入利益が

やむを得ず外貨の制約からくる面に発生するということでございますので、これは……。

○委員長(吉野信次君) これ以上は何ですけれども、ただ前のように八十万トンとか、何とか少いときなら別ですが、百五十万トンとか何とかいっているので、国内の需要に対して……。

○説明員(田中勉君) 別にその数字は……。

○委員長(吉野信次君) それで九十五万トンまで発売したので、それから去年のように外貨の事情が悪い時なら別ですが、今のようない外貨の事情から言えば、たつた五万トンのことだから、価格の安定が非常に大事だと言ひなら、むしろその方でやられるのがいい。これは意見になりますから、これ以上は申しませんが、それだからさつき申しましたように、納入金制度がたまたまあるから、これはいいか悪いかは根本的に検討しなければなりません。納入金制度がたまたまあるから、これを引き継いでこれでやるといふなら、これも一つの説明ですが、あなたの方で価格安定が主だと、こうおっしゃるから、現にその過程においていろいろな案があったと、こうおっしゃる。だからその案について、一々どれがいいかどうかということを検討するということになると、これは問題だらうと思ひ、大体よけいなことを委員長として申し上げたのですが、為替管理というものは第一次大戦前にはなかった。第一次大戦後にドイツでこれは初めてやったことなんだけれども、日本のように野放しの為替管理というものはない。為替管理には必ず価格審査機関というものを置くのです。

あまり物知りぶって恐縮ですが、ドイツのブライス・ブリュンクス・シュレというのがある。値段というものが第一なんです。ただ為替を割り当ててののではない。値段の方が先にきまらぬという安いのを買つかどうかということはきまらぬ。こういふのが為替管理の常道なんです。それは私は間違いないと思ひ、私の頭は古いかもしれないが、こういう制度のもので、今の日本のようなあんな半端なものはないかと思ひ、だから砂糖の価格の安定が非常に大事だと言ひなら、そういう根本的な問題に少しも触れられないで、たまたまバナナに納入金があるから、それと同じにして、それにぶら下つてくるというのはどうかということをおっしゃるのです。言いたいほうだいのことを言つて恐縮ですが、私の気持はそういうところにあるのですから、だから別に議論する意味も何もないのですけれども、たださういふことだから、もし農林省が砂糖というものは非常に国民の生活にとつて大事だ、これが去年の暮でしたか何かのうちに、ああいうふうになつて困る、それをどうしてもやるのだと言ひなら、その見地からもう少しやり方が、抜本的な方策というものはあるはずなんです。それだからそこでやるか、あるいはそこは第二の問題として、とりあえず納入金だけの通産省のパナナと同じように、外貨割当の過当な利益というものを取り上げるといふことだけにまじりかかと思ひました趣旨を、さらに少しくどいと思ひましたけれども、敷衍して説明をすれば、私の気持はそ

ういふ点にあつて御質問申し上げたわけです。ちよつと速記をとめて。

〔速記中止〕
○委員長(吉野信次君) 速記を始め。それでは、今日はこれで散会いたします。
午後四時二十七分散会

昭和三十年六月二十九日印刷

昭和三十年六月三十日発行

參議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局